

女性専用車両に反対する会
代表 福山 博 様

質問書に対しまして、以下の通りお答えさせていただきます。

1 請願者が「女性専用車両反対の活動をしている方」とあるという理由で、なぜ議論もせず不採択にしようとしたのですか？

この度の車内防犯カメラの陳情は、平成24年2月17日（金）の都議会の委員会において審議され、不採択となりました。翌週になり、当該委員会に属していない都議会議員の秘書の方から、「この陳情について説明を聞きたい。」という連絡があり、都議会の委員会における審議の際に使用した「陳情説明表」を持って指定の場所に伺いました。そうしたところ、秘書の方から「今、取りこんでいるので、こちらから連絡するまで、席に戻って待っていてほしい。」とお話しがありました。その後、「時間がないので、紙で読めば分かるものをもって来てほしい。」と電話があり、私が、「陳情説明表」とともに、これを補足する意味で把握していた情報を箇条書きにして、お届けしました。ご指摘の「文書」は、この箇条書きのメモのことであり、起案・決定したのではなく、また、これをもって関係各派に説明したということはありません。

「女性専用車両反対の活動をしている方からの陳情で、」という記述ですが、「陳情説明表」には陳情者のお名前を記載しております。そこで、陳情者の方についての情報としまして、「この方は、女性専用車両反対の活動をしている方で、この他に別添の表のとおり陳情を提出されています。」とお伝えしようとしたものです。

「主旨に酌むべきものがもしあったとしても不採択でお願いしたいと考えている。」という記述につきましては、「陳情説明表」に、「鉄道の車内防犯カメラについては、・・・埼京線、・・・京王線で、一部の車両に設置された。しかしながら、現時点では、犯罪行為抑制効果や設置拡大の方向性が明らかになっておらず、利用者のプライバシーに対する配慮や設置及びメンテナンスのコスト等の課題もある。これらのことから、都営地下鉄においては、現在のところ車両に防犯カメラを設置する計画はない。」と記載したとおりの東京都交通局の考え方をお伝えしようとしたものです。

既に都議会の委員会で審議済みの資料である「陳情説明表」と、お届けしたメモとを合わせてご覧いただければ、「紙で読めば分かるもの」というご依頼にかなうと考えておりましたが、メモの表現が十分でなかったため、このような

ご指摘を受ける結果となりました。

しかし、決して、ご指摘のように、陳情者が「女性専用車両反対の活動をしている方」とあるという理由で、不採択にしようとしたものではないことを、ご理解いただきたいと存じます。

2 JR 埼京線の車内に防犯カメラを導入したところ痴漢が半数以下に減ったという事実があるにもかかわらず、なぜ御局は「カメラによる犯罪抑止効果が明らかでなく」と断定したのですか？

JR 埼京線では 2009 年 12 月に防犯カメラが設置され、直後の 2010 年 1～2 月の痴漢摘発件数が減ったとの報道については、東京都交通局においても把握しておりましたが、その後、効果に関する情報を得ることはできませんでした。また、満員電車の中で痴漢行為を特定できるような映像が撮れるかといった検証の結果も得ておりません。そのため、現在の状況を「陳情説明表」において「カメラによる犯罪抑制効果が明らかでなく」としたものです。

3 警察庁や警視庁が防犯カメラの効果を認めているにもかかわらず、なぜ御局は警察が「カメラの拡大を考えていない」と断定したのですか？

平成 23 年 3 月の警察庁の「電車内の痴漢防止に係る研究会の報告書」では、駅構内等の警戒と電車内でのアナウンスについては継続することを求めています。一方、電車内への防犯カメラ導入は、「経済的負担を考慮しつつ、電車内の防犯カメラ設置について検討がなされる必要がある。」とされています。

この警察庁の「電車内の痴漢防止に係る研究会」には、東京都交通局から担当の課長が参加しておりました。この研究会を通じて収集した情報や他の鉄道会社に対して取材した情報から、埼京線と京王線の他には、当局を含めて各鉄道会社に対して警察からカメラ設置の要請がないという事実をお伝えしようとしたものです。

4 今や防犯カメラはあらゆる場所に導入され、エレベーターの中など密閉された場所にまであるにもかかわらず、なぜ防犯カメラの是非を議論せずに、電車の中だけ「プライバシーの問題」として防犯カメラ導入を否定するのですか？

現在、地下鉄駅における防犯機能を高めるため、ホームに設置している監視カメラを活用して、ホーム上の映像を記録するようにするとともに、こうしたカメラの増設を進めています。

一方で、電車内については、「電車内の痴漢防止に係る研究会の報告書」に、「インターネットによる意識調査では、『電車内の防犯カメラはプライバシー侵害になるか質問したところ、そう思うとする方が47.6%』」とあり、東京都交通局は、車内防犯カメラの導入を検討するにあたっては、プライバシーに対する配慮が必要であるとの認識を持っております。

5 実際に痴漢犯罪防止効果が出ている電車内への防犯カメラ導入を否定することは、御局には防犯カメラ以上に痴漢犯罪防止効果が得られる手段があるのですか？その手段をご教示願います。既に導入されているものであれば、その効果を示す信憑性あるデータを提示願います。

警察庁の「電車内の痴漢防止に係る研究会の報告書」では、「鉄道事業者においては、ガードマン等による駅構内等の警戒や、車内放送による呼びかけが実施されているが、被疑者の意識調査等から明らかとなった多発時間帯、多発路線、電車内での多発箇所を中心として、駅構内等の警戒と電車内でのアナウンスが継続されることが必要である。」としています。

東京都交通局では、これまで、車内における痴漢、盗撮等の犯罪行為の抑止や利用マナーの向上を図るため、車内放送を行うとともに駅構内及び車内でのポスター掲示等を行ってまいりました。

今後とも、こうした取り組みを継続してまいります。

平成24年4月24日

東京都交通局電車部管理課長
加納卓夫